

## 令和2年10月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和2年10月26日（月）  
 2. 開催場所 勝山市役所 3階 第2・3会議室  
 3. 出席委員 農業委員10名、農地利用最適化推進委員9名

会長	1番	松村 勘兵衛			
会長職務代理	2番	中村 栄治			
農業委員	3番	牧野 元恵	8番	田中 政男	
	4番	酒井 清泰	9番	山内 百合子	
			10番	山口 拓雄	
			11番	前田 壽夫	
	7番	須見 則雄	12番	平泉 節子	

### 農地利用最適化推進委員

1番	境井 義樹		6番	松井 喜治
2番	本多 範行		7番	辻 総二郎
3番	松川 隆			
4番	吉田 新一	9番	鳥山 豊一	
5番	高野 忍	10番	松山 隆重	

4. 欠席委員 農業委員 2名、農地利用最適化推進委員 1名

### 5. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第33号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第34号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第35号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃借権の設定）	可決
議案第36号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）	可決
議案第37号	農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について（農地中間管理事業）	可決
議案第38号	現況証明願いについて	可決

- （報告事項）  
 （1）農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
 （2）農地法第18条第6項の規定による通知について

6. 農業委員会事務局 事務局長 竹生 禎昭 主任 多田 喜代彦  
 主任 山本 典子 主任 川村 聖市

## 7. 会議の概要

事務局長	ただいまから令和2年10月定例農業委員会を開催いたします。 本日は、笠松委員、北山委員、牧野推進が欠席の旨、お聞きしております。 それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
松村会長	会長あいさつ。 コロナ禍により、机の並べ方を講義形式とさせていただいております。顔が見えませんが、やりにくい部分もあろうかと思いますが、よろしく願います。 本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の議案審議を行い、審議終了後、農業者年金についての研修会を行います。 定例会終了後、午後3時より「人・農地プランにかかる協議」を行います。 「新型コロナウイルス感染防止対策下の会議等の開催について」にもとづき、会議を開催いたします。委員各位には拙速な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしく願います。終了予定は、遅くとも午後3時30分を予定しています。
事務局長	ありがとうございました。それでは、これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。
議長(会長) 事務局	これより本日の会議に入ります。事務局から10月分の経過報告を申し上げます。 それでは、10月分の経過報告をいたします。
議長(会長)	報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、本日の議事録署名委員を 11番 前田 壽夫 委員 12番 平泉 節子 委員の両名をお願いします。
議長(会長)	これより議事に入ります。日程第1 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	それでは 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。
議長(会長) 酒井委員	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 ①について、先般、20日に現地確認を行いました。事務局より説明のあったとおりであり、支障はないと思われまますので、よろしく願います。
牧野委員	②について、同日、現地確認をいたしました。譲受人は、申請地の隣の田を耕作しており一体的利用が見込まれ、妥当であると思われまます。
酒井委員	③について、同じく20日に現地確認をいたしました。譲受人の現在の作付地の隣接地、ということで妥当であると思われまます。
議長(会長)	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、 議案第33号 について採決いたします。 議案第33号 は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし。
議長(会長)	それでは、 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決しました。
議長(会長)	続きまして、日程第2 議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について を議題とします。 事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてご説明いたします。

議長(会長) このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

酒井委員 20日に現地確認をいたしました。事務局より説明のあったとおり「道の駅」の大野寄りの土地でございます。譲受人が勝山市土地開発公社ということで、問題はないと考えます。

議長(会長) 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

中村代理 公開されている勝山市の用途地域図にこの場所が入っていなかった。更新されていないのではありませんか。

事務局 最新のを印刷しまして、配付いたします。

田中委員 かなり大きな土地ですが、中に、細かい道、水路等あると思いますが、その扱いはどうなっていますか。

事務局 青道、赤道につきましては一括して土地開発公社に売却いたします。また今回新たに道路を付けます。図面をご覧ください。このように道路を付けて、一体的に活用して参ります。

中村代理 今回、現況証明の議案にも「道の駅」関係がありますが、その議案の際に、一体的な活用について説明してください。

事務局 「道の駅」一体的開発事業の担当が同席しておりますので、今回の開発についてご説明いたします。

都建課(加藤) それでは、全体的な構想についてご説明いたします。(説明)

中村代理 用途地域図を更新してください。判断ができません。

事務局 ただいま、印刷しておりますので、配布後に審議をお願いします。

議長(会長) それでは、議案第34号は、一旦、中断いたします。

議長(会長) 続きまして、日程第3

議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(賃借権の設定)について、を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(賃借権の設定)について、ご説明いたします。

議長(会長) 説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより 議案第35号 について採決いたします。

議長(会長) 議案第35号 は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長(会長) それでは、議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(賃借権の設定)については、承認することに決しました。

議長(会長) 続きまして、日程第4

議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(中間管理事業による賃貸借権の設定)および、

議長(会長) 議案第37号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取について を議題とします。これらは関連がありますので一括して行います。事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(中間管理事業による賃貸借権の設定)および 議案第37号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取について ご説明いたします。

議長(会長) 説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより 議案第36号 について採決いたします。議案第36号 は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長(会長) それでは、議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(中間管理事業による賃貸借権の設定)については、原案どおり承認することに決しました。

議長(会長) 続きまして、議案第37号 について採決いたします。議案第37号 は、「適当である」旨の意見を付すことに異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長(会長) それでは、議案第37号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取については、「適当」である旨の意見といたします。

議長(会長) ここで、先ほど中断しました議案第34号につきまして、再開いたします。事務局より説明願います。

事務局 用途地域内かどうかについては、お配りしました図面をご覧ください。図面のとおり工業地域となっております。

中村代理 色別になっていますが、区分けが小さくて見えづらいです。ピンク色は何になりますか。恐竜大橋が入っていない。用途地域図の更新をお願いします。

都建課(加藤) ピンク色は、準工業地域です。

議長(会長) 他にご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、これより 議案第34号 について採決いたします。議案第34号 は、原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長(会長) それでは、議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見については、原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。

議長(会長) 続きまして、日程第6 議案第38号 現況証明願いについてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案第38号 現況証明願いについて、ご説明いたします。

議長(会長) 説明はお聞きのとおりです。このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。

牧野委員 ①については、資料の16頁の写真のとおり、1筆全てが住宅となっております。宅地として認めざるを得ないと考えます。

酒井委員 ②、③については、工務店の住宅地となっております。申請のとおり住宅が建っており、農地とは言えない状況です。

④については、22頁の写真をご覧ください。立木がありまして農地とは言えない状況となっております。

牧野委員 ⑤については、24頁の写真のとおり、建物が壊されて砂利敷きとなっておりますので、農地とは言い難いです。

⑥については、26頁の写真のとおり建物の下です。こちらも農地とは言い難いです。

⑦については、28頁の写真のとおり宅地になっており、農地ではありません。

議長(会長) 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより 議案第38号 について採決いたします。

議長(会長) 議案第38号 は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長(会長) それでは、議案第38号 現況証明願いについては、原案どおり承認することに決しました。

議長(会長) 次に、報告事項に入ります。

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。

事務局 報告。

議長(会長) このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。

事務局 報告。

議長(会長) このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、研修事項に入ります。これより農業者年金の研修を開催します。

議長(会長) 先に、農業者年金について、推進部長の平泉委員より一言お願いします。

平泉委員 推進部長 挨拶。

議長(会長) それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 説明。

議長(会長) このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。続いて、その他に入ります。

議長(会長) 耕作放棄地の農地・非農地判断に係る事前通知書について、事務局より説明願います。

事務局 説明。

議長(会長) この後、午後3時より「実質化された人・農地プラン」についての協議を行います。

事務局 11月定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。

事務局 次回は、11月24日(火) 午後1時30分から、開催予定としております。

議長(会長) 10月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理が申し上げます。

中村代理 閉会のことば。

勝山市農業委員会会議規則第18条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

会長 松村 勘兵衛 ⑩ 11番 前田 壽夫 ⑩

12番 平泉 節子 ⑩